



納付にお困りのときは
病気・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合は、できるだけ早めに納税課（市役所2階）にご相談ください。
詳しくは納税課 ☎470・7300。

表 令和3年度 納期一覧

	固定資産税 ・都市計画税	軽自動車税 (種別割)	市・都民税 (普通徴収)	国民健康 保険税	
				介護保険料	後期高齢者 医療保険料
1期	5月31日	5月31日	6月30日	8月2日	8月2日
2期	8月2日		8月31日	8月31日	8月31日
3期	12月27日		11月1日	9月30日	9月30日
4期	2月28日		1月31日	11月1日	11月1日
5期				11月30日	11月30日
6期				12月27日	12月27日
7期				1月31日	1月31日
8期				2月28日	2月28日
9期				3月25日	

市税などの納付にご協力ください



3年度の市税など（市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税（種別割）、後期高齢者医療保険料、介護保険料）の納期限は下表の通りです。
納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増算されるだけでなく、滞納処分が行われる場合もありますので、ご注意ください。

【受給要件】
①国民年金の加入者または初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給し、
②初診日の前々月までに保険料を納めた期間（保険料免除等の期間を含む）が加入期間の3分の2以上あること、
もしくは初診日の前々月までの1年間に未納がないこと
③障害認定日（※）の障害程度が政令に定められている障害等級の1級か2級のいずれかに該当した場合
※障害認定日とは、病気やけがで初めて医師の診察を受けた日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に症状固定した日。

【20歳前に初診日がある時】
20歳前に病気やけがで障害が残った方（国民年金の障害等級が1級か2級に該当した場合）も、20歳になると障害年金が受けられます（ただし所得制限があります）。手続き先は、初診日が第1号被保険者期間中または20歳前であるときは、市保険年金課または武蔵野年金事務所です。初診日が厚生年金や第3号被保険者期間中などである場合は、武蔵野年金事務所になります。詳しくは武蔵野年金事務所 ☎0422・56・1411へ。



国民年金
だより



表1 原動機付自転車・二輪車および小型特殊自動車などの税率一覧

種別	税率	
原動機付自転車	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
二輪の軽自動車など（125cc超250cc以下）	3,600円	
二輪の小型自動車（250cc超）	6,000円	
小型特殊自動車	農耕用のもの	2,400円
	その他	5,900円

表2 三輪および四輪以上の軽自動車の税率一覧

初めて車両番号の指定を受けた日（自動車検査証の「初度検査年月」の日付）によって税率が変わります。

種別	税率				
	平成27年3月31日 までの登録車	平成27年4月1日 以降の登録車	新規登録後13年超 (経年重課) ※		
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	1万800円	1万2,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	三輪		3,100円	3,900円	4,600円

※新規登録から13年経過した車両は、グリーン化を進める観点から、平成28年度より経年重課の税率が適用されます。なお、電気軽自動車等（動力源または内燃機関の燃料が電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車）については経年重課の対象外です。

表3 三輪および四輪の軽自動車の特別措置（グリーン化特例）の税率一覧

令和2年4月～3年3月に初めて車両番号の指定を受けた軽自動車で、環境負荷の小さいものについては、令和3年度に限り税率が軽減されます。詳しい適用条件については市ホームページ（右QRコード）をご覧ください。

種別	税率				
	標準税率	おおむね 25%軽減	おおむね 50%軽減	おおむね 75%軽減	
軽自動車	四輪以上	乗用 営業用	6,900円	5,200円	3,500円
		乗用 自家用	1万800円	8,100円	5,400円
	貨物用	営業用	3,800円	2,900円	1,900円
		自家用	5,000円	3,800円	2,500円
	三輪		3,900円	3,000円	2,000円

3年度軽自動車税（種別割）の納税通知書を発送します

バイクや軽自動車などの所有者に課税される「令和3年度軽自動車税（種別割）」の納税通知書を5月11日（火）に発送します。同通知書に記載されている金融機関、ゆうちょ銀行（郵便局）、コンビニエンスストア、またはスマートフォンアプリを使用して納付ができます。納税通知書については課税課市民税係 ☎470・7777（内線2331・2332）に発行方法については納税課管理係 ☎470・7777（内線2351・2354）へ。

募集



学童保育所の
育休代替職員
募集

【勤務内容】学童保育所における児童の育成支援など
【応募資格】保育士、社会福祉士、学校教育員免許法第4条に規定する免許のいずれかの有資格者、または放課後児童支援員認定資格研修を修了した者もしくは受講資格を持つ者
【募集人数】1人
【報酬など】月額20万2900円（別途、交通費相当額と期末手当の支給は市の規定による）
【勤務時間など】月曜～土曜日（祝日を除く）、月124時間（変則勤務有り）。時間は午前8時15分～午後6時の間で、4～7時間のシフト勤務し③「児童一人ひとりの個性を尊重した育成支援」についての考えや意見を、原稿用紙で800字以内にとめた小論文
【申し込み】5月17日（月）までの月曜～金曜日（祝日を除く）の午前8時半～午後5時（正午～午後1時を除く）に、応募書類を直接児童青少年課（市役所2階）へ持参を。※提出された履歴書は返却しません。
詳しくは同課児童青少年係 ☎470・7735へ。

学童保育所の
職員募集説明会

【説明内容】学童保育所について、児童厚生員（会計年度任用職員専門職・アシスタント職）の仕事の内容、応募資格など
【申し込み】5月14日（金）午後1時半～2時半
【会場】市役所5階501会議室
【勤務時間など】月曜～金曜日（午前8時半～午後5時）（時間など応相談）
【勤務内容】健康増進事業、母子保健事業
【応募資格】管理栄養士の資格を有する者
【募集人数】1人
【報酬など】時給14800円（予定）（別途、交通費相当額）
詳しくは同係 ☎477・022へ。

健康課産休・育休
代替管理栄養士
募集

【勤務内容】産休・育休中の管理栄養士の業務を代替する
【応募資格】①市販履歴書（写真添付）②資格証明書の写し
申し込みは5月14日（金）までに、健康課（滝山4ノ3ノ14、わくわく健康プラザ）へ事前連絡の上、直接持参を。
※任用は書類選考と面接の上、決定します。
※提出された書類は返却しません。
詳しくは同係 ☎477・022へ。